

追加型投信／海外／債券  
信託期間：2008年11月13日 から 無期限  
決算日：毎年4月25日および10月25日（休業日の場合翌営業日）  
基準日：2026年6月30日  
回数コード：3107

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2026年6月30日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 28,505 円 |
| 純資産総額 | 130百万円   |

| 期間別騰落率 |          |          |
|--------|----------|----------|
| 期間     | ファンド     | ブラジル・レアル |
| 1カ月間   | -0.8 %   | -0.9 %   |
| 3カ月間   | +5.2 %   | +3.0 %   |
| 6カ月間   | +15.0 %  | +11.8 %  |
| 1年間    | +28.6 %  | +18.8 %  |
| 3年間    | +17.0 %  | +5.1 %   |
| 5年間    | +70.0 %  | +40.5 %  |
| 10年間   | +80.5 %  | -1.9 %   |
| 設定来    | +190.8 % | -23.7 %  |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を採用し、算出しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月)     | 分配金      |
|--------------|----------|
| 第1～23期 合計：   | 230円     |
| 第24期 (20/10) | 10円      |
| 第25期 (21/04) | 10円      |
| 第26期 (21/10) | 10円      |
| 第27期 (22/04) | 10円      |
| 第28期 (22/10) | 10円      |
| 第29期 (23/04) | 10円      |
| 第30期 (23/10) | 10円      |
| 第31期 (24/04) | 10円      |
| 第32期 (24/10) | 10円      |
| 第33期 (25/04) | 10円      |
| 第34期 (25/10) | 10円      |
| 第35期 (26/04) | 10円      |
| 分配金合計額       | 設定来：350円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成                |       |        |
|----------------------|-------|--------|
| 資産                   | 銘柄数   | 比率     |
| 外国債券                 | 5     | 98.8%  |
| コール・ローン、その他※         |       | 1.2%   |
| 合計                   | 5     | 100.0% |
| ※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。 |       |        |
| 債券 種別構成 合計98.8%      |       |        |
| 種別                   | 比率    |        |
| 国債                   | 98.8% |        |
| 割引債                  | 94.1% |        |
| 固定利付債                | 4.8%  |        |

| 債券 ポートフォリオ特性値 |      |
|---------------|------|
| 直接利回り(%)      | 14.2 |
| 最終利回り(%)      | 14.3 |
| 修正デュレーション     | 3.5  |
| 残存年数          | 4.2  |

| 債券 格付別構成 合計100.0% |        |
|-------------------|--------|
| 格付別               | 比率     |
| AAA               | ---    |
| AA                | ---    |
| A                 | ---    |
| BBB               | 100.0% |
| BB                | ---    |
| B以下               | ---    |

※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

| 通貨別構成 合計100.0% |       |
|----------------|-------|
| 通貨             | 比率    |
| ブラジル・レアル       | 99.1% |
| 日本円            | 0.9%  |

※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値（直接利回り、最終利回り等）を、その組入比率で加重平均したものです。  
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：大和アセットマネジメント  
Daikwa Asset Management

商号等：大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| 組入上位10銘柄                                 |        |       |       |            | 合計98.8% |
|------------------------------------------|--------|-------|-------|------------|---------|
| 銘柄名                                      | 種類     | 種別    | 利率(%) | 償還日        | 比率      |
| BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL        | ブラジル国債 | 割引債   | ---   | 2030/01/01 | 33.2%   |
| BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL        | ブラジル国債 | 割引債   | ---   | 2032/01/01 | 29.2%   |
| BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL        | ブラジル国債 | 割引債   | ---   | 2029/07/01 | 17.2%   |
| BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL        | ブラジル国債 | 割引債   | ---   | 2029/01/01 | 14.5%   |
| BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F | ブラジル国債 | 固定利付債 | 10    | 2037/01/01 | 4.8%    |
|                                          |        |       |       |            |         |
|                                          |        |       |       |            |         |
|                                          |        |       |       |            |         |
|                                          |        |       |       |            |         |

※比率は、純資産総額に対するものです。

<<基準価額の月次および設定来変動要因分解>>
 2026年6月

<月次項目別要因分解>

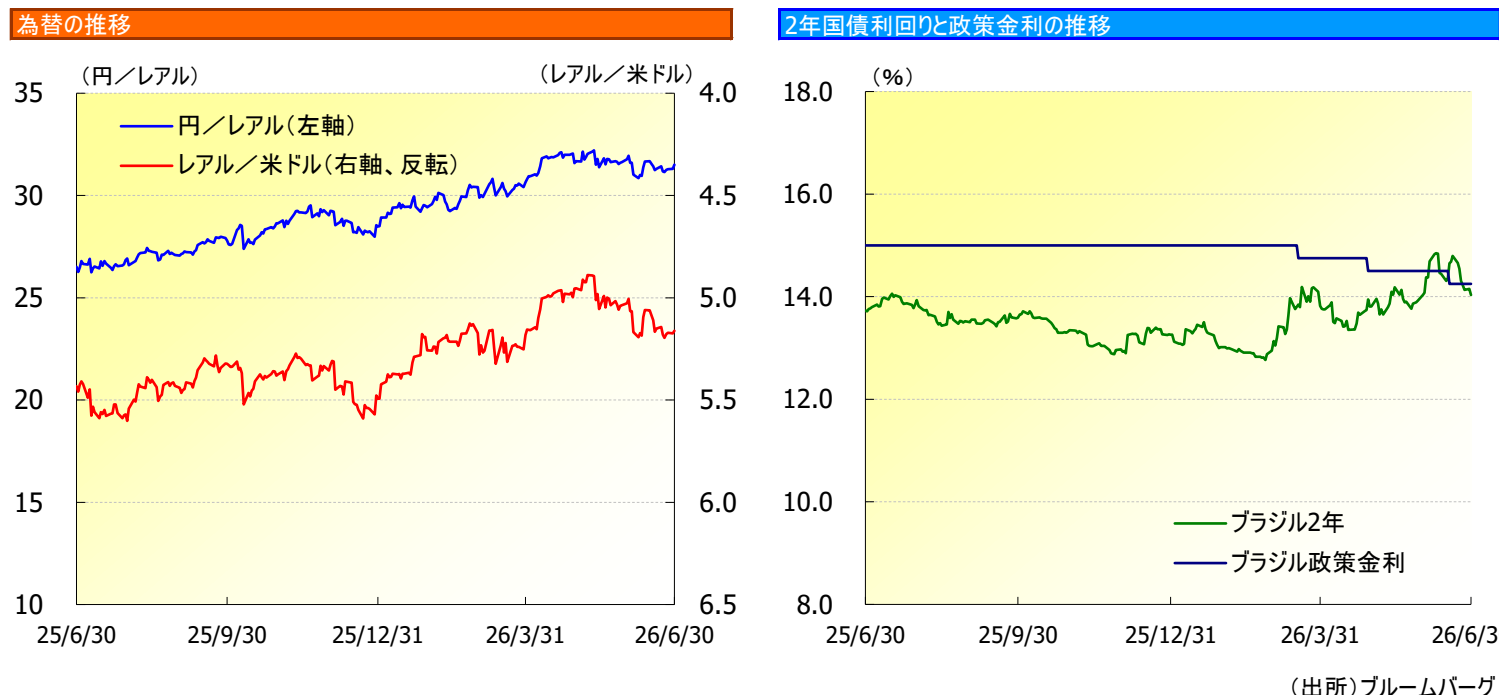
| 基準価額(円)    |            | 変動額(円) | 債券要因 | 為替要因 | 分配金要因 | 運用管理費用<br>要因等 |
|------------|------------|--------|------|------|-------|---------------|
| 2026年6月30日 | 2026年5月29日 |        |      |      |       |               |
| 28,505     | 28,749     | -244   | 41   | -245 | 0     | -40           |

<設定来項目別要因分解>

| 基準価額(円)    |             | 変動額(円) | 債券要因   | 為替要因   | 分配金要因 | 運用管理費用<br>要因等 |
|------------|-------------|--------|--------|--------|-------|---------------|
| 2026年6月30日 | 2008年11月13日 |        |        |        |       |               |
| 28,505     | 10,000      | 18,505 | 28,823 | -5,203 | -350  | -4,765        |

※ 変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。なお、金融取引税は債券要因に含まれます。運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

<<参考>> 為替と金利の動き
 (2025年6月30日～2026年6月30日)



## 【ブラジル投資環境】

### 経済ファンダメンタルズ：原油安が利下げ継続を後押しするか

引き締めの金融政策にもかかわらず、所得税の免税枠拡大や燃料補助金などの財政措置を背景に、5月末から6月上旬にかけて発表された経済指標は想定以上の堅調さを示しました。また、5月分の消費者物価指数（前年同月比）はブラジル中銀の目標レンジ（ $3 \pm 1.5\%$ ）の上限を上回り、燃料高だけではないインフレ圧力の根強さが見られました。そうした中、ブラジル中銀は6月の金融政策決定会合で、インフレ見通しを上方修正しつつも、引き締め効果の浸透を踏まえて3会合連続となる利下げを決定しました。足元では原油安を受けて政府が燃料補助金を削減するなどインフレへの警戒を弱めており、今後も中銀が利下げを継続できるか注目されます。

### 債券市場：金利は上昇

債券市場では、堅調な経済指標や政権交代期待の低下、米国の利上げ観測などを背景に、金利は上昇しました。

### 為替市場：ブラジル・レアルは対円で下落

為替市場では、原油安や米国の利上げ観測、インフレ期待が高まる中でのブラジル中銀の利下げなどがブラジル・レアル安要因となり、ブラジル・レアルは対円で下落しました。

## 【ファンドの運用状況】

### 月間の動き

投資している債券の利息収入はプラス要因となりましたが、金利上昇（債券価格は下落）とブラジル・レアルの対円での下落がマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

### 運用のポイント

債券ポートフォリオは、ブラジル国債の名目債（一般に割引債と利付債を言います。）を組み入れたポートフォリオで運用しました。

## 【今後の展望・運用方針】

### 金利は中期的に低下し、ブラジル・レアルは底堅く推移すると予想

債券市場では、インフレ見通しに基づく利下げペースの変化、今年10月の大統領選挙に向けた情勢、米国の利上げ観測などに左右される展開を見込みます。政策金利は依然として相当引き締めの水準にあるため、来年にかけての利下げ余地は大きく、金利は中期的に低下すると予想します。

為替市場においても、大統領選挙の情勢や米国の利上げ観測に左右される展開を見込みますが、相対的に高い実質金利が支えとなり、ブラジル・レアルは底堅く推移すると予想します。

### 高い利息収入に加えて、値上がり益の獲得もめざすポートフォリオで運用

ブラジル国債を高位に組み入れた高利回りのポートフォリオを基本とし、状況に応じて金利リスクを適切にコントロールいたします。直近では、高い利息収入を獲得しつつ、金利低下による値上がり益の享受も期待できるポートフォリオで運用しています。

### ブラジル・レアル上昇要因

- 財政再建への取り組みによる信用力の改善
- リスク選好姿勢の強まり
- 資源価格の上昇
- 主要中央銀行の金融緩和姿勢

### ブラジル・レアル下落要因

- 財政再建見通しの悪化
- リスク回避姿勢の強まり
- 資源価格の下落
- 主要中央銀行の金融引き締め姿勢

### 債券価格上昇要因(金利低下要因)

- インフレ圧力の低下
- 景気減速懸念の強まり
- 利下げ観測の高まり
- 格付会社からの評価引き上げ

### 債券価格下落要因(金利上昇要因)

- インフレ圧力の上昇
- 景気回復期待の高まり
- 利上げ観測の高まり
- 格付会社からの評価引き下げ

「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド(毎月決算型)」、「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド(年2回決算型)」を、それぞれ「毎月決算型」、「年2回決算型」という場合があります。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・ブラジル・レアル建債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

### ファンドの特色

- ・ブラジル・レアル建債券に投資します。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債の価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 固定利付債券および割引債券の価格は、一般に名目金利が低下した場合には上昇し、名目金利が上昇した場合には下落します。<br>変動金利債券は、市場の金利変動に応じて利率が調整される債券です。このような特徴があるため、金利低下局面では有利な金利を続けて得ることができなくなります。<br>物価連動債券は、物価変動などにより、元本や利払い額が変動するリスクがあります。物価が下落した場合や金利が上昇した場合には、一般的に物価連動債券の価格が下落します。<br>上記のほか、公社債への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。<br>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。<br>組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク                     | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。                                                                                                                                                                                                                                       |
| カントリー・リスク                   | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他                         | イ、解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。<br>ロ、ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては、金融取引税が課され、基準価額を下落させる要因となります。<br>なお、2025 年 10 月末日現在、税率は 0%です。<br>※ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。                                                                                                                                                                   |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

### ■投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                     | 費用の内容                                  |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                  | —                                      |

### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                           | 料率等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 費用の内容                                                                                                                                                                                                |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------|------|------|------|------------|---------|---------|---------|-------------------|---------|---------|---------------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)          | <u>年率1.474%</u><br><u>(税抜1.34%)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。                                                                                                                            |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 委託会社                      | 配分については、<br>下記参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                                                                                                                                                   |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 販売会社                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                                                                                                                                           |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 受託会社                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                                                                                                                                           |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
|                           | <table><tr><th>&lt;運用管理費用の配分*&gt;<br/>(税抜) (注1)</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>100億円未満の場合</td><td>年率0.60%</td><td>年率0.70%</td><td rowspan="4">年率0.04%</td></tr><tr><td>100億円以上500億円未満の場合</td><td>年率0.55%</td><td>年率0.75%</td></tr><tr><td>500億円以上1,000億円未満の場合</td><td>年率0.50%</td><td>年率0.80%</td></tr><tr><td>1,000億円以上の場合</td><td>年率0.45%</td><td>年率0.85%</td></tr></table> <p>*「毎月決算型」と「年2回決算型」の信託財産の純資産総額の合計額</p> |                                                                                                                                                                                                      |         | <運用管理費用の配分*><br>(税抜) (注1) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 100億円未満の場合 | 年率0.60% | 年率0.70% | 年率0.04% | 100億円以上500億円未満の場合 | 年率0.55% | 年率0.75% | 500億円以上1,000億円未満の場合 | 年率0.50% | 年率0.80% | 1,000億円以上の場合 | 年率0.45% | 年率0.85% |
| <運用管理費用の配分*><br>(税抜) (注1) | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 販売会社                                                                                                                                                                                                 | 受託会社    |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 100億円未満の場合                | 年率0.60%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年率0.70%                                                                                                                                                                                              | 年率0.04% |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 100億円以上500億円未満の場合         | 年率0.55%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年率0.75%                                                                                                                                                                                              |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 500億円以上1,000億円未満の場合       | 年率0.50%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年率0.80%                                                                                                                                                                                              |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| 1,000億円以上の場合              | 年率0.45%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年率0.85%                                                                                                                                                                                              |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |
| その他の費用・<br>手数料            | (注2)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。<br>※ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・リアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課されます。なお、2025年10月末日現在、税率は0%です。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。 |         |                           |      |      |      |            |         |         |         |                   |         |         |                     |         |         |              |         |         |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                             |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                    |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                         |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                      |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                    |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                           |
| 申込受付中止日                | サンパウロ証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                  |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                      |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。          |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | [年 2 回決算型] 年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。<br>なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                  |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |        | 登録番号            | 加入協会    |                   |                     |                        |
|--------------------------------|--------|-----------------|---------|-------------------|---------------------|------------------------|
|                                |        |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社関西みらい銀行                    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号   | ○       |                   | ○                   |                        |
| 株式会社埼玉りそな銀行                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号 | ○       |                   | ○                   |                        |
| 株式会社りそな銀行                      | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                 | ○                   |                        |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。